

# 株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2024 年 6 月 27 日

株式会社 GENDA

2024年6月27日

## 株式交付に係る事前開示書面

東京都港区東新橋一丁目9番1号

株式会社 GENDA

代表取締役社長 申 真衣

当社は、2024年6月27日付で作成した株式交付計画書に基づき、2024年7月30日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社シトラム（以下「シトラム」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うことといたしました。本株式交付に関し、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

当社は、本株式交付に際して譲り受けるシトラムの普通株式の数の下限を、120株と定めております。

当社は、シトラムの2024年6月24日付の登記情報の記載から、シトラムの普通株式の同日現在における発行済株式総数が150株であること、シトラムは同日現在において議決権のある種類株式を発行していないことを確認し、同登記情報が同日現在のシトラムの発行済の株式の状況を正確に反映していること、及び、同日から本効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他シトラムの株式に転換可能な権利の発行又は付与を行う予定はないことをシトラムに確認いたしました。

当社は、2024年6月27日時点において、シトラムの普通株式30株を保有しているため、仮に当社が本株式交付に際して下限である120株のシトラムの普通株式を譲り受けた場合、本効力発生日において、当社が保有するシトラムの議決権の数は、シトラムの総株主の議決権の数の全部を占めることとなります。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受けるシトラムの普通株式の数の下限を120株とする定めが、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと判断いたしました。

#### 3. 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

別紙2のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

該当事項はございません。

5. 株式交付子会社に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はございません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本効力発生日後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

## 株式交付計画書

株式会社 GENDA（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社シトラム（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を定める。

### 第 1 条（株式交付子会社の商号・住所）

乙の商号及び住所は次のとおりとする。

商号：株式会社シトラム

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号 8 階

### 第 2 条（譲り受ける株式の数の下限）

甲が本株式交付により譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、120 株とする。

### 第 3 条（本株式交付に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、譲渡を受ける乙の普通株式の合計数に 16,583.75 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、譲渡を受ける乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 16,583.75 株を割り当てる。

### 第 4 条（本株式交付に際して交付する金銭債権及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交付に際して、前条の甲の普通株式に加えて、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数と同数の、別紙記載の金銭債権を付与する。
2. 甲は、本株式交付に際して、前条の甲の普通株式に加えて、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する普通株式 1 株につき、別紙記載の金銭債権を 1 個付与する。

### 第 5 条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の 2 に定めるところに従って、甲が適当に定める。

### 第 6 条（申込みの期日）

本株式交付における乙の株式の譲渡しの申込みの期日は、2024 年 7 月 26 日とする。ただし、効力発生日（第 7 条において定義する。以下同じ。）が変更されたときは、これを変更することができる。

### 第 7 条（効力発生日）

本株式交付の効力発生日は、2024 年 7 月 30 日とする。ただし、本株式交付の手續の進行上の必要性

その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

#### **第8条（株式交付条件の変更又は中止）**

本計画の作成日から効力発生日に至る間において、天災地変あるいはその他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が発生又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、又はその他本株式交付の目的の達成が困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

#### **第9条（株式交付計画の効力）**

本計画は、効力発生日までに、乙の株主から甲への本計画に基づく乙の株式の譲渡について、乙の株主総会による承認が得られないときは、その効力を失う。

#### **第10条（規定外の事項）**

本計画に定めるもののほか、株式交付に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲がこれを定める。

2024年6月27日

GENDA：東京都港区東新橋一丁目9番1号  
株式会社 GENDA  
代表取締役社長 申 真衣

## 株式交付の対価の金銭債権

### 1. 定義

- (1) 「2024年11月期営業利益」とは、対象会社の2024年11月期（または、対象会社の決算期が11月でない場合には、2023年12月から2024年11月までの12か月間）の営業利益をいう。
- (2) 「2025年11月期営業利益」とは、対象会社の2025年11月期（または、対象会社の決算期が11月でない場合には、2024年12月から2025年11月までの12か月間）の営業利益をいう。
- (3) 「2026年11月期営業利益」とは、対象会社の2026年11月期（または、対象会社の決算期が11月でない場合には、2025年12月から2026年11月までの12か月間）の営業利益をいう。
- (4) 「アーンアウト達成度」とは、2026年11月期営業利益が金4,220百万円に対して占める割合（%）をいう。但し、かかる数値が100%を超える場合、アーンアウト達成度は100%とする。
- (5) 「本金銭債権」とは、本別紙に定める内容の、一定の支払条件が充足された場合に限り甲が乙の普通株式の譲渡人に対して一定の金額を支払うことを内容とする、金銭債権をいう。

### 2. 営業利益の算定

前項(1)乃至(3)の営業利益の算定にあたっては、以下の定めに従う。

- (1) 適用する会計基準は甲が定める。
- (2) コーポレート負担金その他甲のグループ会社内で配賦される費用（乙に経済的出捐が現実生じた費用を除く）については、前項(1)乃至(3)の営業利益の算定上費用に計上しない。
- (3) クロージング日後に乙にて実施した他社の買収により生じた乙の営業利益の増加は控除する。

### 3. 本金銭債権の支払条件

甲は、以下の条件が全て充足した場合に限り、本金銭債権の支払義務を負う。

- (1) 乙の普通株式の譲渡人が効力発生日後2026年11月末日まで、乙の代表取締役又は甲が指定した地位において、別途甲と乙の普通株式の譲渡人の間で締結された契約の定めに従い職務を執行したこと。
- (2) 2024年11月期営業利益及び2025年11月期営業利益の合計金額が5,062百万円以上であること。
- (3) アーンアウト達成度が50%以上であること。

### 4. 本金銭債権の支払額

前項の支払条件が充足された場合の、本金銭債権の1個あたりの支払額は、以下の計算式により算出される額とする。

$$\text{本金銭債権の1個あたりの支払額} = 1,000,000,000 \text{円} \times \text{アーンアウト達成度}(\%) \times 1/150$$

### 5. 本金銭債権に係る支払いの支払期限・支払方法

甲は、両当事者間でアーンアウト対価の支払条件の充足が確認された後1か月以内又は両当事者が別途合意する日に、乙の普通株式の譲渡人が別途指定する銀行口座に直接振込送金する方法により、乙の普通株式の譲渡人に対して、本金銭債権に係る債務を弁済するものとする。

## 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

### 1. 本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)

当社は、シトラムの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 16,583.75 株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりシトラムの株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式には、当社が新たに発行する株式 1,990,050 株を充当する予定です。

当社が譲り受けるシトラムの普通株式の下限は、120 株とします。本株式交付に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定により、その端数の合計数(その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金をシトラムの株主に交付いたします。

### 2. 株式交付比率の算定根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため当社及びシトラムから独立した第三者算定機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社を選定し、2024 年 6 月 26 日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定報告書を取得いたしました。当社は、当社及びシトラムから独立した第三者算定機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社から提出を受けたシトラムの株式に係る株式交付比率の算定結果、及び、両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「(1)本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)」記載の株式交付比率が、ブリッジコンサルティンググループ株式会社が算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社並びにシトラムの株主との間の協議により変更することがあります。

#### (2) 算定に関する事項

##### ① 算定機関との関係

ブリッジコンサルティンググループ株式会社は、当社及びシトラムの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

##### ② 算定の概要

ブリッジコンサルティンググループ株式会社は、当社については普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在し取引市場での流動性も高いことから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果(普通株式 1 株当たり)
市場株価法	1,554円～1,792円

また、シトラムについては、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、評価基準日時点での純資産額は将来のキャッシュ・フローを考慮した株式価値を示していないと判断されること、シトラムが今後実施する事業上の施策の進捗状況や実施確度如何によって利益水準は大幅に変動するため、類似

上場会社比較法の計算要素である利益とマルチプル（倍率）のうち利益についていずれの事業年度の利益水準を採用すべきか客観的且つ合理的な判断が困難であること等を総合的に勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果(普通株式1株当たり)
DCF法	26,515,067円～27,560,020円

この結果、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の、シトラムの普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交付比率の算定結果
普通株式	14,796～17,734

市場株価法においては、2024年6月26日を算定基準日として、当社の東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値及び直近1か月間の株価終値の単純平均値を基に、当社の株式価値を分析しております。

DCF法においては、シトラムから提供を受けた2024年11月期から2028年11月期までの事業計画に基づき、シトラムが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率については、加重平均資本コストを採用し、10.06%を基準に8.06%～12.06%として算定しております。

この結果をもとに当社の市場株価法を用いた評価結果とこれの比較に基づく株式交付比率のレンジを、普通株式1株に対して14,796～17,734として算定しております。

ブリッジコンサルティンググループ株式会社は、株式交付比率の算定に際して、当社及びシトラムから提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交付比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブリッジコンサルティンググループ株式会社に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びシトラムの資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて算定において参照したシトラムの事業計画に関する情報については、シトラムの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ブリッジコンサルティンググループ株式会社の分析結果は、2024年6月26日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

なお、当該事業計画は本株式交付の実施を前提としておりません。また、ブリッジコンサルティンググループ株式会社による株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当社は本株式交付における株式交付比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

### 3. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交付に伴い増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、当社の資本政策に鑑みて、会社計算規則第38条の2に定めるところに従って計算するものとしており、相当なもので

あると判断しております。

## 1. 貸借対照表

貸借対照表

令和 5年11月30日 現在

株式会社シトラム

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	3,002,599,334	<b>【流動負債】</b>	604,270,126
現 金 及 び 預 金	2,020,051,563	買 掛 金	134,431,014
売 掛 金	380,721,642	未 払 金	105,421,891
貸 倒 引 当 金	-4,100,000	未 払 法 人 税 等	329,771,900
商 品	299,157,064	未 払 消 費 税 等	27,757,600
貯 蔵 品	1,466,065	預 り 金	6,887,721
前 渡 金	25,520,551	負 債 の 部 合 計	604,270,126
前 払 費 用	7,833,732	純 資 産 の 部	
短 期 貸 付 金	30,636,998	<b>【株主資本】</b>	2,654,723,531
未 収 入 金	241,298,689	資 本 金	1,500,000
預 け 金	13,030	利 益 剰 余 金	2,653,223,531
<b>【固定資産】</b>	256,394,323	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,653,223,531
<b>【有形固定資産】</b>	251,617,259	繰 越 利 益 剰 余 金	2,653,223,531
建 物	92,140,227		
車 両 運 搬 具	26,037,243		
工 具 器 具 備 品	10,717,784		
土 地	122,722,005		
<b>【投資その他の資産】</b>	4,777,064		
出 資 金	25,000		
敷 金	2,496,832		
長 期 前 払 費 用	2,255,232	純 資 産 の 部 合 計	2,654,723,531
資 産 の 部 合 計	3,258,993,657	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,258,993,657

2. 損益計算書

**損 益 計 算 書**

自 令和 4年12月 1日  
至 令和 5年11月30日

株式会社シトラム

(単位： 円)

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
売 上 高	2,290,370,153	
売 上 高 合 計		2,290,370,153
<b>【売上原価】</b>		
期 首 商 品 棚 卸 高	259,640,376	
当 期 商 品 仕 入 高	923,228,038	
合 計	1,182,868,414	
他 勘 定 振 替 高	60,613,920	
期 末 商 品 棚 卸 高	299,157,064	
売 上 原 価		823,097,430
売 上 総 利 益 金 額		1,467,272,723
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		368,501,319
営 業 利 益 金 額		1,098,771,404
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	315,635	
受 取 配 当 金	150	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,800,000	
雑 収 入	9,927,017	
為 替 差 益	12,941,906	
営 業 外 収 益 合 計		26,984,708
<b>【営業外費用】</b>		
為 替 差 損	18,915,632	
営 業 外 費 用 合 計		18,915,632
経 常 利 益 金 額		1,106,840,480
<b>【特別利益】</b>		
固 定 資 産 売 却 益	37,228,709	
特 別 利 益 合 計		37,228,709
<b>【特別損失】</b>		
固 定 資 産 売 却 損	1,110,727	
固 定 資 産 除 却 損	1,216,789	
棚 卸 資 産 評 価 損	60,613,920	
特 別 損 失 合 計		62,941,436
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		1,081,127,753
法 人 税 等		406,667,635
当 期 純 利 益 金 額		674,460,118

3. 株主資本等変動計算書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 4年12月 1日  
至 令和 5年11月30日

株式会社シトラム

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		1,500,000
	当期末残高		1,500,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		1,978,763,413
	当期変動額	当期純利益金額	674,460,118
	当期末残高		2,653,223,531
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		1,978,763,413
	当期変動額		674,460,118
	当期末残高		2,653,223,531
株 主 資 本 合 計	当期首残高		1,980,263,413
	当期変動額		674,460,118
	当期末残高		2,654,723,531
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		1,980,263,413
	当期変動額		674,460,118
	当期末残高		2,654,723,531